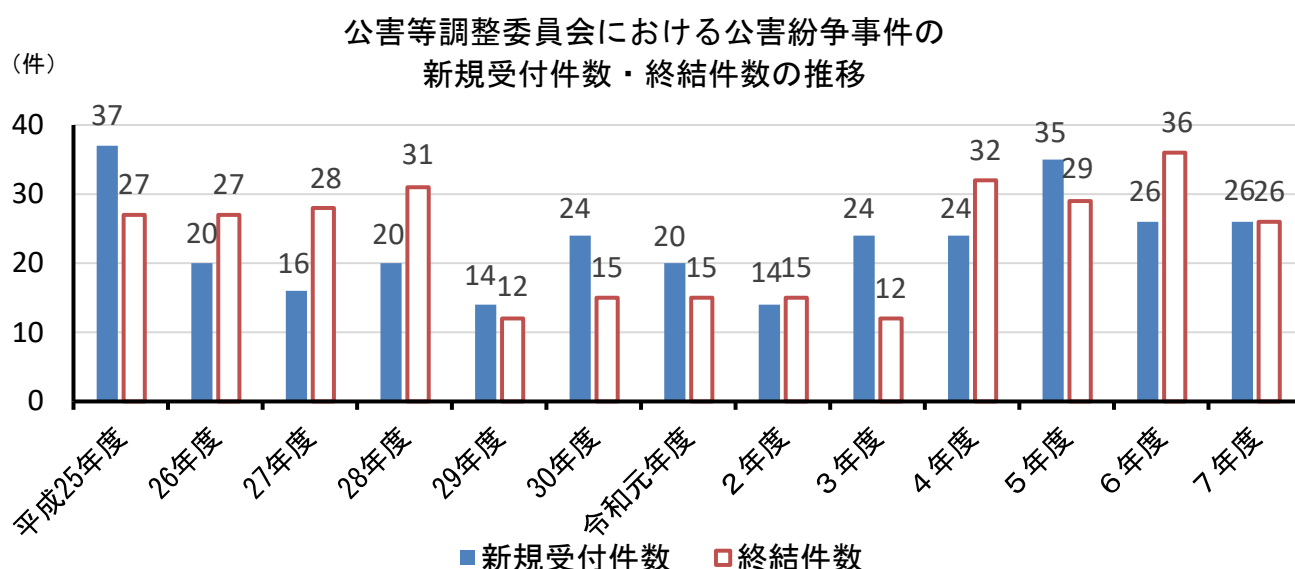


## 令和7年度公害等調整委員会年次報告 概要

## 公害紛争の処理状況

令和7年度	【係属】 62件	〔うち【繰越し】 36件 【新規受付】 26件〕	【終結】 26件
うち裁定事件	【係属】 58件	〔うち【繰越し】 35件 【新規受付】 23件〕	【終結】 25件



## ○ 近年の特徴

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
- ② 騒音をめぐる事件の割合が高い
- ③ 職権調停への移行の増加

## ○ 事件処理における取組

- ① 事案に応じた計画的審理
- ② 専門的知見の活用及び現地調査等の実施
- ③ 期日開催におけるウェブ会議等の活用、現地期日の開催等

## 令和7年度公害等調整委員会年次報告 概要

### 終結した事件例 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害 責任裁定申請事件

【申請人】：岐阜県羽島市の住民2人

【被申請人】：建材等製造販売会社

【申請理由】：

- 被申請人の操業する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散したアスベスト粉じんにばく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至った。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計3300万円等の支払

【事件の処理経過】：

- 裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催
- 当該業務に従事していた者の悪性胸膜中皮腫の罹患と被申請人工場からのアスベスト粉じんの飛散との間の因果関係を認め、本件申請をおおむね認容する裁定を行い、本事件は終結

### 係属中の事件例 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件

【申請人】：埼玉県の住民43人

【被申請人】：国（代表者国土交通大臣及び環境大臣）及び埼玉県飯能市

【申請理由】：

- 国道299号線の沿線等の民家に居住している申請人らが、当該国道で爆音走行するバイク等から発生する騒音により、20年以上にわたり、睡眠障害や精神的苦痛を被っているが、被申請人飯能市は、関係機関に改善要請をしていない。
- 被申請人国土交通大臣は、当該国道沿線での道路運送車両法に違反する車両の撲滅等を行っていない。また、被申請人環境大臣は、大きな騒音を発生させる交換用マフラーを根絶するために必要な法的整備を行っていない。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計500万円の支払

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど手続を進めた結果、当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

# 令和7年度公害等調整委員会年次報告 概要

## 都道府県・市区町村の処理状況

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況  
令和7年度 【係属】 85件  $\left[ \begin{array}{l} \text{うち【繰越し】 44件} \\ \text{【新規受付】 41件} \end{array} \right]$  【終結】 37件
- ② 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況  
令和6年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万7千件
- ③ 都道府県・市区町村への支援  
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施

## 土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定  
令和7年度 【係属】 5件  $\left[ \begin{array}{l} \text{うち【繰越し】 1件} \\ \text{【新規受付】 4件} \end{array} \right]$  【終結】 1件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等  
令和7年度 【係属】 5件  $\left[ \begin{array}{l} \text{うち【繰越し】 2件} \\ \text{【新規受付】 3件} \end{array} \right]$  【終結】 4件

終結した事件 <sup>しょうず とのしょう</sup> 香川県小豆郡土庄町小部地内の  
岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】：採石業者

【処分庁】：香川県知事

【原処分】：処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、岩石採取の権原等に関する書面の不備などを理由に不認可処分を実施

【事件の概要】：申請人は、原処分は違法なものであるとして同処分の取消しの裁定を申請

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、審理期日（1回）を開催するなど手続を進め、申請人の申請を認容する裁定を行い、本事件は終結

## 【参考】 公害等調整委員会の概要

### 1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

### 2 委員構成

・ 委員長1名、委員6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

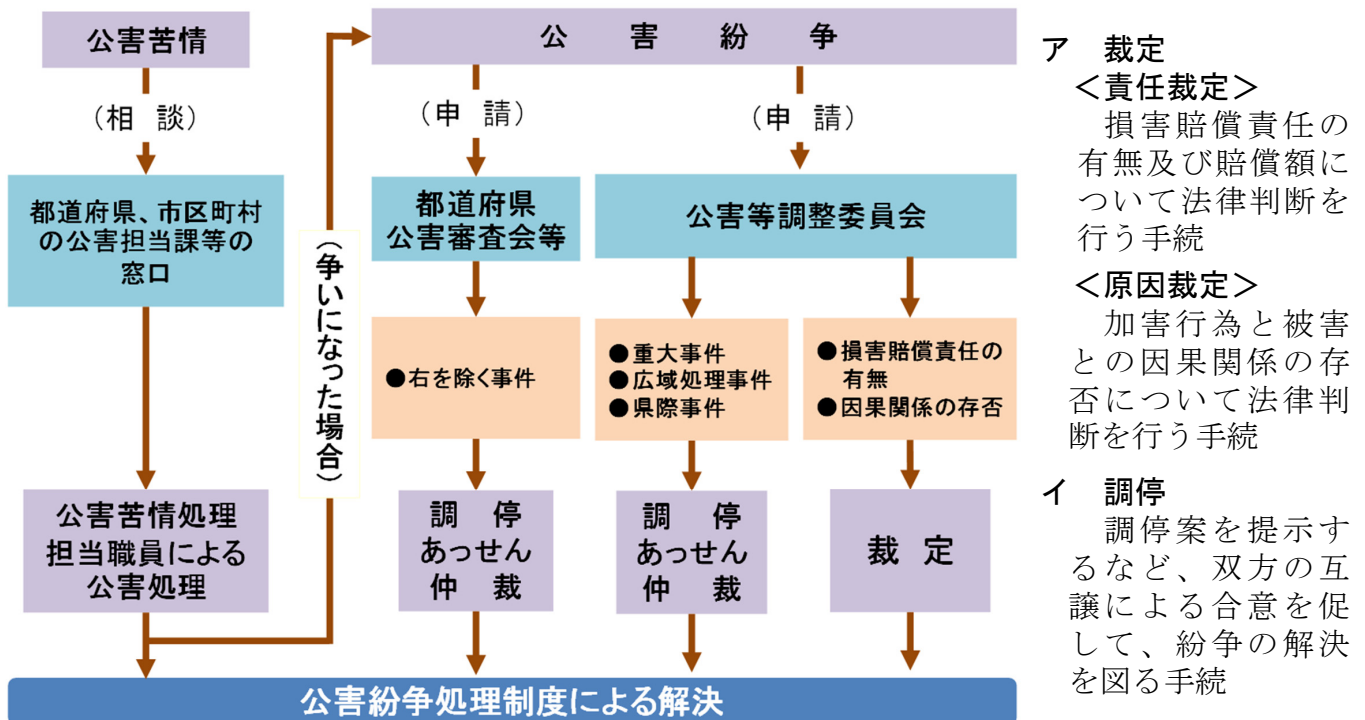
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 裁定委員会は3名又は5名、調停委員会は3名の委員で構成

### 3 任務

#### (1) 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



#### 【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気の汚染、②水質の汚濁、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

#### (2) 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

○ 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの